

『コア・エシックス』投稿規程

1. 本規程は、立命館大学大学院先端総合学術研究科（以下、「研究科」）の刊行する『コア・エシックス』（以下、「紀要」）への投稿および審査について定める。
2. 紀要は『コア・エシックス』編集委員会（以下、「編集委員会」）の責任編集のもとで、年1回発行される。
3. 編集委員会は研究科教員によって構成され、研究科長が編集委員長として編集委員会を統括する。
4. 編集委員会のもとに『コア・エシックス』事務局（以下、「事務局」）を設置し、編集実務を『コア・エシックス』編集委員会事務局が担当する。
5. 紀要の投稿資格は以下の通りとする。
 - (1) 立命館大学大学院先端総合学術研究科に在籍中もしくは在籍した教員。
 - (2) 立命館大学大学院先端総合学術研究科の大学院生及び修了生（当該年度「紀要」の編集委員会事務局を務める研究指導助手を除く）。
 - (3) 上記以外の者で、編集委員会が特に認めた者。
 - (4) 共著の投稿を認めるが、共著者のうち1名は上記（1）（2）（3）に該当する者であること。
6. 紀要に掲載される論文等は未発表のものに限る。論文等の類別は以下の通りとする。
 - (1) 論文——当該分野における実証的あるいは論考的研究で完成度が高く、日本語もしくは英語で執筆されたもの。
 - (2) 研究ノート——論文として刊行するに至らないが、当該分野への新たな示唆や問題提起、有意義な情報等を含むもので、日本語もしくは英語で執筆されたもの。
 - (3) 批評——公刊された学術図書、論文、美術展等に関する評論で、日本語もしくは英語で執筆されたもの。
7. 前項（1）～（3）の掲載については編集委員会が決定し、編集委員長が事務局を介して採否を投稿者に通知する。このうち前項（1）については、編集委員1名による内部審査、および編集委員会が委嘱した研究科外専門家1名による外部審査の結果を参考に、編集委員会が採否を決定する。
8. 論文等の投稿を希望する者は、各年度の編集委員会が定める応募期間内に、所定様式による投稿申込みを行わなければならない。ただし、上記5.（3）のうち編集委員会が執筆を依頼した者についてはこの限りではない。なお、正式な投稿日は、投稿申し込みではなく、原稿投稿の時点とする。
9. 上記6.（3）以外での批評の投稿を希望する者は必ず批評する学術図書、論文等を投稿申込時において指定しなければならない。編集委員会は指定がない場合、投稿申込を受

理しない。また、申込後の変更は認めない。

10. 投稿申込みを受けて編集委員会が論文等の投稿を認めた場合、執筆者は別に定める「執筆要領」に従い、所定の期限までに論文等の完全原稿等を編集委員会に提出しなければならない。
11. 論文等の執筆料は、上記 5. (3) のうち編集委員会が執筆を依頼した学外の研究者にかぎり、所定の執筆料を支払う。編集委員長が当該研究者の社会的地位や学問的卓越性等を考慮したうえで、刷り上り 1 ページ（日本語約 1500 字を標準とする）につき 1,000 円から 2,000 円の範囲で決める。
12. 紀要の目次および掲載論文等は、原則として研究科のホームページ上で公開する。ただし、執筆者の許諾がない場合または編集委員会が特別の事情を認めた場合は、公開しないことがある。
13. 二重投稿が判明した時点で投稿受理を取り消すこととする。また、本紀要掲載論文等を他の学術雑誌に投稿したことが判明した時点で掲載を取り消すこととする。本紀要では、原稿の主要な部分が、国内外の学会誌、機関誌（大学紀要を含む）、論文誌、商業誌等に掲載済みあるいは掲載予定である場合、原稿の種別（論文／研究ノート等）や査読の有無に関わらず、二重投稿と見なす。ただし、研究会・大会等の学術講演、国際会議等において配布される論文集（要旨集、Proceedings、学会報告等）や研究報告書（科研費報告書、叢書等）の内容との重複については、二重投稿とは見なさない。
14. 本規程の改廃は、編集委員会の議を経て立命館大学大学院先端総合学術研究科教授会が行う。

附則

- (1) 本規程は 2004 年 11 月 9 日に施行し 2004 年 11 月 10 日から適用する。
- (2) 本規程に伴い、『『コア・エシックス』第 1 巻（2004）投稿規定』（2004 年 7 月 13 日）を廃止する。

- | | |
|---------|-----------------|
| 第 1 回改訂 | 2005 年 5 月 31 日 |
| 第 2 回改訂 | 2006 年 5 月 30 日 |
| 第 3 回改訂 | 2007 年 5 月 31 日 |
| 第 4 回改訂 | 2008 年 5 月 30 日 |
| 第 5 回改訂 | 2008 年 12 月 2 日 |
| 第 6 回改訂 | 2009 年 5 月 29 日 |
| 第 7 回改訂 | 2010 年 4 月 30 日 |

- 第 8 回改訂 2011 年 4 月 12 日
- 第 9 回改訂 2012 年 4 月 24 日
- 第 10 回改訂 2013 年 4 月 16 日
- 第 11 回改訂 2014 年 4 月 15 日
- 第 12 回改訂 2015 年 4 月 28 日
- 第 13 回改訂 2016 年 3 月 15 日
- 第 14 回改訂 2016 年 4 月 26 日
- 第 15 回改訂 2017 年 3 月 14 日
- 第 16 回改訂 2020 年 3 月 25 日
- 第 17 回改訂 2022 年 1 月 17 日
- 第 18 回改訂 2024 年 4 月 16 日
- 第 19 回改訂 2025 年 4 月 15 日